

青森県病院局院内保育所運營業務委託仕様書

青森県病院局院内保育所（以下「保育所」という。）の運営は、本仕様書に基づき行うものとする。

1 業務の概要

- (1) 業務名 青森県病院局院内保育所運營業務委託
- (2) 業務内容 青森県病院局（以下「病院局」という。）が、乳幼児を持つ当病院局職員への子育て支援及び福利厚生の実施による職場環境の向上と医療職員の確保を目的として設置している保育所の運營業務全般
- (3) 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。
- (4) 委託場所 青森県青森市東造道2-1-2
青森県立中央病院敷地内保育施設

2 保育施設の概要

- (1) 構造：鉄筋造平屋建
 - (2) 各室面積
 - ①乳児室：37.80 m²（1室）
 - ②保育室：1部屋当たり 53.78 m²（3室）
 - ③遊戯室：101.69 m²（1室）
 - ④病児保育室：1部屋当たり 8.99 m²（2室）
- ※上記のほか事務室、調理室、洗濯室、洗面所等の設備あり

3 業務の目的

本業務は、病院局が開設している保育所において、効率的かつ安全で安心できる充実した保育所運営となることを目的とする。

4 保育所運営に係る基本部分（通常保育及び一時保育）

- (1) 保育対象：0歳児（生後8週）から就学前までの者
微熱程度の発熱等は、病状を確認して受け入れること。
- (2) 定員：55名
- (3) 保育時間：午前7時00分から午後10時00分まで
- (4) 開所日：1年間（無休）
- (5) 一時保育：保育所に入所している乳幼児の数が入所定員の数に満たない場合等において一時保育を実施すること。

5 保育所運営に係る基本部分（夜間保育）

- (1) 保育対象：0歳児（生後8週）から就学前までの者
微熱程度の発熱等は、受け入れない。
- (2) 定員：6名
- (3) 保育時間：午後3時00分から翌日午前10時00分まで
- (4) 開所日：1年間（ただし、利用者がいない場合は閉所）
- (5) その他：利用者がいないなど特別の理由がある場合を除き、原則保育士を2名配置する

こと。

6 医療的ケア児への支援体制に係る事項（医療的ケア児の一時保育）

病院局から求めがあった場合に、以下の実施体制が確保できること。

- (1) 保育対象：0歳児（生後8週）から就学前までの者
面談等により児の体調等を確認した上で受入れの可否を判断すること。
- (2) 定 員：2名
- (3) 保育時間：「4 保育所運営に係る基本部分（通常保育及び一時保育）」に定める保育時間内において、利用者の状況に応じる。
- (4) 開 所 日：利用者と相談の上決定する（最大週5日程度）。
- (5) 職 員：当該児の状態に応じ、必要な人員を確保し保育を行うこと。

7 管理運営体制

- (1) 児童福祉法、労働基準法その他保育所運営に関する関係法令等を遵守し、保育所の運営を実施すること。
- (2) 「認可外保育施設指導監督基準」及び「保育所保育指針」に基づき保育所運営を行うこと。
- (3) 保育に従事する職員は、健全な心身を有している職員を配置するものとし、保育士数については、保育乳幼児数に応じて児童福祉法に基づく「認可外保育施設指導監督基準」を遵守した人数の保育士を配置すること。
- (4) 保育所運営に係る豊富な知識と経験を有するものを責任者として専任配置し、責任体制を明確にするとともに、病院局との連絡及び調整を行うこと。
- (5) 乳幼児の健やかな保育のため、保育士は、原則として年間を通し固定の配置とするとともに、欠員を生じることのないよう、代替え要員の確保等必要な措置を講ずること。
- (6) 保育時間帯についての責任体制、連絡体制等を明確にするなど、業務の円滑な遂行のための体制を整えておくこと。
- (7) 職員に対し保育知識、安全のための研修等を実施し、運営に必要な知識の習得に努めること。
- (8) 受注者は、毎日保育日誌等を作成し、適切な管理運営を心がけるとともに、毎月事業報告書等により経営状況を病院局に報告すること。業務報告の手順、方法その他管理運営のための各種報告については、別に定める。
- (9) 業務受託に当たって、保護者などの利用者と十分協議すること。

8 給食等

- (1) 給食、乳児用ミルク及びおやつを提供するものとし、受注者で準備すること。
- (2) 入所児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への対応食の実施、必要な栄養素量の付与等に適切に対応すること及び食育の充実を図ること。
- (3) 食事を提供するに当たり、衛生面に留意し、設備の清掃、消毒を十分に行うこと。

9 危機管理対応及び保険

- (1) 受注者は、自然災害、人的災害、事故等に対し、病院局の自然災害等への対応との整合に配慮した対応を行うとともに、避難訓練等を適宜実施し対応について万全を期すこと。特に、乳

幼児の事故が発生しないように万全の対策を講じること。

- (2) 病院局は上記(1)に協力するものとする。
- (3) 受注者は、事故が発生した場合、速やかに病院局に報告し、誠意をもって対処すること。
- (4) 受注者は、賠償責任の有無にかかわらず、入所する乳幼児が被った保育所内での事故又は保育に起因する事故に対応した保育施設賠償責任保険に加入すること。

10 費用負担の区分

業務に伴う費用等の負担は、次のとおりとする。

- (1) 病院局が負担する費用等
 - ①開設時、業務に必要な遊具・備品等
 - ②電気水道等の光熱水費
 - ③給食・おやつに必要な食器及び備品
 - ④業務遂行上の必要により使用する電話料
 - ⑤施設又は備品の修繕等の維持管理費用
- (2) 受注者が負担する費用等
 - ①業務に従事する職員の健康管理にかかる費用
 - ②業務に従事する職員の教育訓練にかかる費用
 - ③保育業務に必要な消耗品・保育材料・衛生用品等
 - ④業務遂行上の必要により使用するインターネット回線接続料
 - ⑤保育施設賠償責任保険料
- (3) 上記以外の費用等の負担区分については、病院局と受注者双方の協議により決定する。

11 青森県病院局と受注者の役割分担

項目	青森県病院局	受注者
認可外保育施設に関する指導監督	○	
入所の決定事務	○	
保育料の徴収	○	
保育所運営（保育内容の調整と利用者へのサービスの提供、職員採用、職員労務管理等）		○
施設の維持管理（施設の保守点検・法定点検）	○	
施設の維持管理（日常の施設管理）		○
包括的な管理責任	○	
一時的な災害への対応		○
保育所の管理下における災害保険加入	○	○
安全衛生管理		○
保育に係る苦情等の対応		○

ア 受注者の故意若しくは過失又は契約書等に定められた管理を怠ったことにより施設又は設備を棄損し、又は滅失したときは、受注者は直ちに原状回復し、その損害を賠償しなければならない。ただし、病院局が特別な事情があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

イ 受注者は、保育運営に対し善良なる管理者の責任をもって、常に良好な状態に管理する義務を負う。また、施設利用者の被災又は施設に災害があった場合は、迅速かつ適切な対

応を行い、速やかに病院局に報告しなければならない。

12 業務の委託の制限

受注者は、運営業務の全部又は一部を第三者に委託することを禁ずる。

ただし、病院局が承認した場合は、受注者の責任において第三者に委託することができる。なお、第三者に業務の一部を委託した場合は、当該委託先との契約書の写しを病院局に提出すること。

13 その他の指示事項

- (1) 病院局に対して誠意をもって業務を遂行すること。
- (2) 受注者及び保育業務従事者は、業務の履行に当たって知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 受注者は、業務に関する帳簿類を備え、適切に管理しなければならない。
- (4) 保育施設の使用においては、省資源、省エネルギーに努めなければならない。
- (5) 保育施設について、衛生管理及び災害防止に努めなければならない。
- (6) 受注者は、業務従事者名簿（担当業務・氏名を記載したもの）に、業務に従事するために必要な資格を証する書類を添付して病院局に提出すること。なお、異動があった場合も同様とすること。
- (7) 保護者、近隣施設又は地域住民から苦情等を受けたときは、速やかに責任を持って解決に向けて努力すること。また、重要な苦情等は、遅滞なく病院局に報告すること。
- (8) 特別な配慮が必要と考えられる乳幼児への保育は、保護者や専門の相談機関及び病院局と連携し、適切に行うこと。

14 その他

この仕様書に記載されていない事項については、双方が誠意をもって協議して定めるものとする。